#### 調査に関する事前評価(未実施)

# 平成26年度 公共事業事前評価調書(簡易型)

#### 1 事業評価説明シート

(区分)

県単

国補

**事業名** │ 道路事業「広域連携道路修繕事業(国補)] **事業箇所** │ 南都留郡富士河口湖町河口

地区名

(主)河口湖精進線

事業主体

山梨県

(1)事業概要

課題・背景

主要地方道河口湖精進線は、南都留郡富士河口湖町河口を起点とし、南都留郡富士 河口湖町精進に至る幹線道路であり、第2次緊急輸送道路に指定されている。当該箇 所は、河口湖湖畔の遊歩道で、河口湖美術館をはじめ、観光施設、飲食施設、宿泊施 設等が多く立地している。また、年間を通してイベントが開催されており、大勢の観 光客が訪れているが、一級河川西川には、自転車歩行者道橋が未整備であり、観光客 の利便性が損なわれている。

自転車歩行者道橋を整備することにより、河口湖周辺に来訪する観光客の利便性の 向上を図るものである。

#### 整備目標・効果

主要目標

歩行者等の通行空間の確保

- · 歩行者·自転車交通量 1,626人台/12h(実測) > 71人台/12h以上
- ・主要駅からの距離 4.3 km > 概ね1 km以内
- ・他事業との連携 有 西川河川事業 評価基準値

副次目標

副次効果

## (2)整備内容と整備量

#### 整備内容

自転車歩行者道橋 L = 23.7 m W = 3.0 m

整備期間 平成26年度~平成28年度

**絵事業費** 約160百万円(国費72百万円(4.5/10)県費88百万円(5.5/10))

全体計画 (年度別整備内容) (事業費)

平成26年度 測量・調査・設計・下部工(A1側)・取付護岸 70百万円

60百万円 平成27年度 下部工(A2側)・取付護岸

平成28年度 上部丁 一式 30百万円

### 既整備内容・期間・事業費

なし

#### (3)事業の妥当性評価

妥当 ・ 妥当でない

### 公共関与の妥当性(行政が行うべき事業か)

・一般通行の用に供する県道であり、極めて公共性が高い。

### 事業執行主体の妥当性(県が行うべきか)

・県管理道路で、道路法第15条の規定により県が実施すべきである。

#### 経済妥当性

・自転車歩行者道橋の整備であり、局部的な丁事のためB/Cは算出せず。

#### 事業実施・規模の妥当性

・必要最低限の規格を確保した計画であり経済性に優れている。

#### 整備手法の有効性

・自転車利用者及び歩行者の安全・利便性を考えるうえで、効率的かつ経済的な手法 である。

### 環境自荷への配慮

・設計にあたり環境への影響が最小限となるように計画する。

#### 事業計画の熟度

・地元より早期事業化の要望あり

総合評価

[貢献度ランク:b]



# 2.添付資料シート

